



平成 21 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 西 松 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 晴 貞  
( コード番号 1820 東証第一部 )

当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起  
及び株主からの提訴請求に係る調査結果について

当社監査役は、当社個人株主から、平成 7 年 11 月 1 日から平成 18 年 12 月 15 日までに在任したすべての取締役を対象とする、取締役の責任を追及する訴えの提起の請求を受けております。

当社監査役会による調査の結果、当社監査役は、全員一致で、当社元代表取締役社長國澤幹雄氏に対し、11 億 8,192 万 6,400 円及びこれに対する遅延損害金の支払いを(ただし 4 億 9,164 万 6,400 円及びこれに対する遅延損害金の限度で当社元代表取締役副社長藤巻恵次氏と連帯して)、藤巻恵次氏に対し、國澤幹雄氏と連帯して 4 億 9,164 万 6,400 円及びこれに対する遅延損害金の支払いを、それぞれ求める損害賠償請求訴訟を提起すること、及びその余の取締役に対しては責任を追及する訴えを提起しないことを決定し、本日、國澤幹雄氏及び藤巻恵次氏に対する損害賠償請求訴訟を提起しましたのでお知らせいたします。

上記決定の理由(株主からの提訴請求に係る調査結果を含む)につきましては、別紙をご参照下さい。

以 上

## 【問合せ先】

西松建設株式会社

総務部・広報部 03-3502-0232

別 紙

### 取締役の責任を追及する訴えの提起の要否の判断について

西松建設株式会社(以下、「当社」といいます。)監査役会は、取締役の責任を追及する訴えの提起の要否について調査・検討(以下、「本件調査」といいます。)いたしました結果、当社元代表取締役社長國澤幹雄氏(以下、「國澤元社長」といいます。)及び当社元代表取締役副社長藤巻憲次氏(以下、「藤巻元副社長」といいます。)に対し、損害賠償請求訴訟を提起することとし、その余の取締役については、責任を追及する訴えを提起しないことを、平成 21 年 9 月 30 日開催の監査役会において、監査役全員一致により正式に決定いたしましたので、その理由につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記の判断につきましては、平成 21 年 9 月 15 日開催の監査役会において、概ね方針は決定しておりましたが、当社は、國澤元社長及び藤巻元副社長に対する損害賠償請求訴訟の提起に先立ち、兩名の資産に対する民事保全手続を行っており、資産の保全を実効的に行うため、上記監査役会の決定の発表を民事保全手続の完了まで控えることとし、本日の損害賠償請求訴訟の提起とあわせてお知らせすることといたしました。

#### 記

#### 第 1 本件調査の経緯及びその対象

当社監査役会は、平成 21 年 7 月 29 日に、当社個人株主の代理人(以下、「本件株主代理人」という。)から、平成 7 年 11 月 1 日から平成 18 年 12 月 15 日までに在任したすべての取締役を対象として取締役の責任を追及する訴訟の提起を求める旨の書面を受領した(以下、「本件提訴請求」という。)。監査役会は、弁護士を通じて、本件株主代理人に対し、代理権の存否を確認するため、委任状及び委任状の真正を証明するための資料の提出を求め、平成 21 年 9 月 11 日に本件提訴請求の適法性の確認が完了した。

監査役会は、外部諮問委員会から事実関係の究明として基本的に相当であると評価された、当社内部調査委員会作成の平成 21 年 5 月 15 日付け内部調査報告書(以下、「報告書」という。)で指摘された①脱法的な政治団体の設立による政治献金(以下、「政治献金問題」という。)、②海外の取引を利用した裏金作りとその本邦への持ち込み(以下、「海外裏金問題」という。)、及び③使途不明金計上による不透明な支出(以下、「特別支出金問題」という。)の 3 点について、平成 8 年 3 月期(ただし、平成 7 年 6 月に退任した取締役は除く。)から平成 19 年 3 月期までの間に取締役として在任していた者 74 名(以下、一括して「本件対象取締役ら」という。)を本件調査の対象とし、関係資料の検討及び関係者に対するヒアリング等を行った(ただし、國澤元社長及び藤巻元副社長の刑事事件で用いられた証拠及び判決(以下、「刑事記録」という。))については、法令の手続上、現段階で入手する

ことはできなかつたため、検討は行っていない。)

## 第2 結論

政治献金問題に関しては、國澤元社長の指示により、①当社が、実体のない政治団体(以下、「本件政治団体」という。)名義で、平成 18 年に政治家の政治団体のパーティー券 340 万円を購入するとともに、別の政治家の資金管理団体等に 500 万円を寄附したこと(以下、「本件政治資金規正法違反」という。)、②本件政治団体に献金資金を提供するため、当社の社員から本件政治団体に寄附をさせ、当社から当該社員に対してその補填として特別賞与を支出したこと、及び、当社が本件政治団体の主催する政治資金パーティーのパーティー券を購入したこと(以下、「本件政治団体への金員支出」という。)について、國澤元社長に任務懈怠責任が認められ、同氏を相手方として、特別賞与やパーティー券購入代金として当社が支出した金額等について、損害賠償請求訴訟を提起すべきであると判断した。

海外裏金問題に関しては、③國澤元社長及び藤巻元副社長らが、平成 18 年から平成 19 年までの間、現金合計 7,000 万円を無届で隠匿携帯して入国したこと(以下、「本件外為法違反」という。)について、國澤元社長及び藤巻元副社長に任務懈怠責任が認められ、両名を相手方として、当社が支払った罰金相当金額等について、損害賠償請求訴訟を提起すべきであると判断した。

他方、特別支出金問題に関しては、本件対象取締役らに任務懈怠責任があると断じることはできず、責任を追及する訴えを提起しないこととした。

また、國澤元社長及び藤巻元副社長以外の取締役については、現時点では、任務懈怠責任があるとまでは認められないか、認められる可能性があるとしても、現時点においてその事実を十分に立証できる証拠がなく、将来においてもそのような証拠を入手できる可能性が低いことから、責任を追及する訴えを提起しないこととした。

## 第3 理由

### 1. 政治献金問題

#### (1) 國澤元社長の任務懈怠責任

國澤元社長は、本件政治資金規正法違反により有罪判決が確定しているほか、本件調査によっても、例えば、本件政治団体が政治献金を行うための原資について、当社から支出することを指示・了承したり、本件政治団体からの寄附先を最終的に決定するなど、本件政治資金規正法違反の事実を指揮・決定していたことが裏付けられた。

取締役は、会社に対して善管注意義務を負っており、業務に関してこのような法令違反行為を行ったことは、取締役の任務懈怠となると考えられ、國澤元社長については任務懈怠責任が認められる。そして、かかる國澤元社長の任務懈怠により、当社は、少なくとも、本件政治資金規正法違反等がなければ得られるはずであった逸失利益、外部諮問委員会に対する報酬、金融機関に支払った手数料、当社が社員に対して支出した特別賞与、当社が支出した本件政治団体の主催する政治資金パーティーのパーティー券購入代金という損害を受けたと認められる。

したがって、國澤元社長に対し、本件政治資金規正法違反を行ったことについて、損害賠償請求訴訟を提起することとした。

## (2) その他の取締役について

本件調査によると、國澤元社長以外の取締役らについては、政治献金問題に関与が認められないか、関与していた可能性があったとしても、本件調査において、それを立証できる十分な証拠は得られておらず、今後も証拠を入手できる可能性は低い。また、本件調査によれば、政治献金問題に関与が認められない取締役らが違法性を認識していたとは必ずしも認められず、報告書でも指摘されているように、國澤元社長が、違法な政治献金が行われていたことを巧妙に隠蔽していたことに鑑みれば、國澤元社長以外の取締役らについては任務懈怠があったとまでは認められない。

したがって、國澤元社長以外の取締役らについては、政治献金問題に関し、責任を追及する訴えを提起しないこととした。

## 2. 海外裏金問題

### (1) 國澤元社長・藤巻元副社長の任務懈怠責任

#### ア 外為法違反について

國澤元社長及び藤巻元副社長は、本件外為法違反により有罪判決が確定しているほか、本件調査によっても、例えば、國澤元社長及び藤巻元副社長が本邦への違法な金員の持ち込みを決定・指示するなど、外為法違反に該当する事実を指揮・決定していることが裏付けられた。そのため、國澤元社長及び藤巻元副社長が、業務に関して、本件外為法違反という法令違反行為を行ったことに関し、任務懈怠責任が認められる。そして、かかる任務懈怠により、当社は、本件外為法違反等がなければ得られるはずであった逸失利益、外部諮問委員会に対する報酬、金融機関に支払った手数料、本件外為法違反の事実により当社が科された罰金、当社の刑事弁護費用という損害を

受けたと認められる。

したがって、國澤元社長及び藤巻元副社長に対し、本件外為法違反を行ったことについて、損害賠償請求訴訟を提起することとした。

#### イ 裏金を支出したことについて

本件外為法違反の他に、國澤元社長及び藤巻元副社長は、本件調査の結果、本件外為法違反で持ち込まれた金員を含む裏金の支出(以下、「本件裏金の支出」という。)にも関与していたものと思われることから、本件裏金の支出行為につき任務懈怠責任が認められるかが問題となる。しかし、報告書でも、かかる裏金の使途については十分に解明されておらず、本件調査によっても、國澤元社長及び藤巻元副社長らが、例えば自己の遊興費に費消するなど、裏金を当社の利益にならない使途に支出していたことを示す具体的な証拠までは得られていない。したがって、現時点では、本件裏金の支出について任務懈怠責任があると断じることとはできない。もっとも、今後、刑事記録の入手等によって、國澤元社長及び藤巻元副社長が、裏金を自己の遊興費に費消するなど、当社の利益にならない使途に支出していたことなどが明らかになった場合には、改めて、任務懈怠責任の有無及び責任を追及する訴えの提起の要否を検討する。

#### (2) その他の取締役について

本件調査によると、國澤元社長及び藤巻元副社長以外の取締役らについては、海外裏金問題に関与が認められないか、関与していた可能性があったとしても、本件調査において、それを立証できる十分な証拠は得られておらず、今後も証拠を入手できる可能性は低い。また、本件調査によれば、海外裏金問題に関与が認められない取締役らが違法性を認識していたとは必ずしも認められず、報告書でも指摘されているように、國澤元社長らが、裏金の持ち込みを巧妙に隠蔽していたことに鑑みれば、國澤元社長及び藤巻元副社長以外の取締役らについて任務懈怠があったとまでは認められない。

したがって、國澤元社長及び藤巻元副社長以外の取締役らについては、海外裏金問題に関し、責任を追及する訴えを提起しないこととした。

#### 3. 特別支出金問題

特別支出金として支出し、それを使途秘匿金として処理すること自体は、違法でないので、特別支出金が違法な行為に使用されていたなどの場合を除き、特別支出金として支出することが直ちに任務懈怠とはならないと考えられる。また、特別支出金の使途については、報告書によれば、いわゆる近隣対策費及び民間同士でのレポート等

に使用されていたとされ、一応は会社の利益・業務のための支出であると考えられる。さらに、本件調査によっても、特別支出金問題について、違法な行為や会社の業務の必要性もない用途に支出されていたことを示す具体的な証拠までは得られていない。したがって、特別支出金問題に関し、本件対象取締役らについて、任務懈怠責任があると断じることはできず、責任を追及する訴えを提起しないこととした。

#### 第4 損害賠償請求額について

##### 1. 國澤元社長について

國澤元社長が、本件政治資金規正法違反を行ったこと、本件政治団体へ金員を支出したこと、及び本件外為法違反を行ったことにより、当社は少なくとも計11億8,192万6,400円の損害を被った。そこで、國澤元社長に対し、11億8,192万6,400円の損害賠償を求めることとした。なお、そのうち、4億9,164万6,400円については、藤巻元副社長と連帯責任となる。

##### (1) 本件政治資金規正法違反及び本件外為法違反双方に起因する損害(計1億4,199万7,400円)

- ・ 当社による工事受注が内定していたものの、本件政治資金規正法違反及び本件外為法違反に関し当社が捜査を受けたことを理由に、本契約の締結が見送られたことによる逸失利益
- ・ 政治献金問題及び海外募金問題の事実関係の解明等に関する助言・指導を受けるために設置した外部諮問委員会に対する報酬
- ・ 本件に関して生じた諸手続きに対して金融機関へ支払った手数料

##### (2) 本件政治団体へ金員を支出したことに起因する損害(6億9,028万円)

- ・ 本件政治団体が政治献金を行う原資とするために、当社社員に対し本件政治団体へ寄附を行わせ、これを特別賞与として当社が当該社員に補填していたところ、平成11年12月から平成17年12月までの間に当社が支払った特別賞与
- ・ 当社が本件政治団体の主催する政治資金パーティーのパーティー券を購入して、本件政治団体が政治献金を行うための原資を提供していたところ、平成12年から平成18年までの間に当社が支払った本件政治団体の主催する政治資金パーティーのパーティー券購入代金

(3) 本件外為法違反を行ったことに起因する損害(3億4,964万9,000円。上記(1)に記載する損害を除く。)

- ・ 本件外為法違反の事実により当社が科された罰金
- ・ 当社の刑事弁護費用
- ・ 当社が工事請負契約の仮契約をしていたものの、本件外為法違反に関し当社が捜査を受けたことを理由に、本契約の締結が見送られたことによる逸失利益
- ・ 本件に関して生じた諸手続きに対して金融機関へ支払った手数料

2. 藤巻元副社長について

藤巻元社長が、本件外為法違反を行ったことにより、当社は少なくとも計4億9,164万6,400円の損害を被った。そこで、藤巻元副社長に対し、國澤元社長と連帯して、4億9,164万6,400円の損害賠償を求めることとした。

損害の内容については、上記(1)(3)と同じである。

以上